



濱田会計事務所通信



令和7年 11月4日発行 Vol.99

年末調整の時期となりました。今年配布が予定されている年末調整書類の一つに「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」という書類があります。

この書類を専門的知識を持たずに書いてもらうとなると、とても負担だと思います。

内容としては4つの控除を申告する書類で、申告して頂かなくても実務上や計算上は影響がない項目、扶養控除等申告書に記載頂ければ、そこから把握できる項目ばかりなので、当事務所からは年末調整の資料としては配布しない方向です。

次年度も所得税の改正が見込まれていますので、複雑になりすぎている今の体系を少しでもわかりやすく改善してもらいたいものです。

年末調整

令和7年分の年末調整の注意点

令和7年度の税制改正で、個人所得税について大きな改正がありました。

それに伴い、年末調整での確認事項も例年とは異なっています。

例年の年末調整の注意事項に改正点も踏まえて年末調整のご準備をお願いいたします。

扶養控除について

所得（収入）が一定額（合計所得金額が 58 万円、給与収入のみの方は年収 123 万円）以下の親族を扶養している方は、『扶養控除』という控除を受ける事が出来ます。

前年よりも所得金額が 10 万円、給与収入のみの方は 20 万円判定基準が増加しました。

扶養している親族の年齢によって控除額や申告方法が異なりますので、以下の年齢に応じてそれぞれご確認下さい。※年齢：原則として 2025 年 12 月 31 日時点の年齢で判断します。

配偶者は扶養控除とは別に『配偶者控除』というものがありますので、扶養控除の対象とは異なります。

(1) 16 歳未満の扶養親族

16 歳未満の扶養親族は控除の対象とはなりません。ただし、住民税の計算やその他の計算に影響を与える場合がありますので、忘れないように申告して下さい。

(2) 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族

令和7年度の税制改正で『特定親族特別控除』という控除が新設され、合計所得金額が 58 万円を超えても、123 万円（給与収入のみの方は 188 万円）以下であれば、段階的に控除を受ける事が出来ます。例えば、給与収入が 120 万円なのか、150 万円なのか、170 万円なのかによって控除額等が変わってきます（給与収入が 123 万円以下であればどの数字でも影響はありません）ので、対象となる方は年末までにどの程度の収入が見込まれるかを記載して下さい。

(3) 70 歳以上の扶養親族

70 歳以上の扶養親族については、通常の扶養控除の金額の 38 万円よりも多い 48 万円の控除を受ける事が出来ますが、直系尊属（自分の親や祖父母など）でかつ、同居している場合（同居老親といいます）は 58 万円の控除を受ける事が出来ます。そのため同居老親に該当する場合は、申告を忘れないようにして下さい。



配偶者控除について

配偶者控除は扶養をしている本人の合計所得金額が 900 万円（給与収入のみの方は 1095 万円）以下か、900 万円超 950 万円（給与収入のみの方 1145 万円）以下か、950 万円超 1000 万円（給与収入のみの方は 1195 万円）以下か 1000 万円超かにより控除額が異なります。そのため本人の合計所得金額が、900 万円超かどうかを申告により把握する必要がありますが、年末調整をする会社からの本人の所得はその会社で当然把握していますし、それ以外の所得がある場合は、確定申告で自分の所得を申告し、配偶者控除も必要であれば再計算をする事となりますので、年末調整でご自身の所得を申告して頂かなくても構いません。ただし、配偶者控除はさらに配偶者の所得により段階的に変わりますので、配偶者の所得は申告して頂く必要があります。

配偶者の所得が 58 万円（給与収入のみの方は 123 万円）以下の場合は配偶者控除を、所得が 58 万円超 133 万円（給与収入のみの方は 201 万 6000 円）以下の場合は、配偶者特別控除を段階的に受ける事が出来ますので、所得が 58 万円以下なのをどうか、58 万円超 133 万円以下の場合は、具体的に所得がいくらなのかを申告して下さい。

漏れやすい控除

扶養控除や配偶者控除はメジャーなので申告漏れは少ないですが、以下のような控除は漏れやすいので申告時にご注意下さい。※いずれも扶養控除等申告書に記載する箇所があります。

・障害者（特別障害者）控除

本人や扶養している親族、配偶者が障害者の場合は控除を受けられます。扶養対象者が特別障害者で、さらに同居している場合は同居特別障害者として控除を受けられます。

・ひとり親控除

ひとり親で所得が 500 万円（給与収入のみの方は 6,777,778 円）以下の方は控除を受けられます。

・勤労学生控除

大学の学生や高校の生徒などで、所得が 85 万円（給与収入のみの方 150 万円）以下の方は控除を受けられます。



お客様紹介

Lacura 様

兵庫県姫路市西中島で、もみほぐしサロン『Lacura』をご家族でされていらっしゃいます。

代表もお二人の娘様も、素敵な笑顔で優しく迎えて下さり、辛い所・触ってはダメな所・もみほぐしの強さ等丁寧に聞いて下さるので施術後はスッキリします。いつも心配りが素敵で、とても勉強になります。もみほぐしだけでなく美容施術もあり、筋膜ケアや脂肪燃焼を促進し、リラクゼーション効果を提供する最新の工ステ機器『ウルトランスフォーマー』という機械を導入した施術もあります。

お近くにお越しの際は、是非伺ってみてください。

【事業】もみほぐし・工ステ

【住所】兵庫県姫路市西中島

452-11

【電話】079-228-5355

【H P】<https://beauty.hotpepper.jp/kr/slnH000531544/>



浜田会計事務所 HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

浜田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>



YouTube
チャンネル

無料
メールマガジン
登録はこちら

